

● 年金のしくみ

○ 公立学校共済組合

給付班(長期給付)

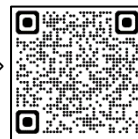
022-211-3677

1 年金のしくみ

公的年金制度のしくみ、公立学校共済組合から支給される年金など、年金制度の概要については、公立学校共済組合ホームページを御覧ください。

URL:<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/index.html>

⇒



2 厚生年金の種類

年金の種類	受給要件	備考
老齢厚生年金	次の要件をすべて満たしているときに支給されます。 ・ 65歳以上であること。 ・ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること。 ・ 受給資格期間（厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料納付済期間・保険料免除期間等を合算した期間）が10年以上であること。	平成27年9月まで共済組合の一般組合員期間がある方は、退職共済年金（経過的職域加算額）も支給されます。
障害厚生年金	次の要件をすべて満たしているときに支給されます。 ・ 厚生年金被保険者期間中に初診日（傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。 ・ 障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその間に傷病が治った日若しくは症状が固定した日）又は障害認定日後65歳に達する日の前日までに障害等級の1級から3級に該当する障害の状態にあること。 ・ 初診日時点において保険料納付要件を満たしていること。	初診日から起算して1年6か月を経過する前に、P29の「別表5」の状態に該当した場合は、それぞれの日が障害認定日となります。
障害手当金	次の要件をすべて満たしているときに支給されます。 ・ 厚生年金被保険者期間中に初診日（傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。 ・ 初診日から傷病が5年以内に治っていること（症状が固定）。 ・ 治った日において、障害厚生年金が支給されない程度の軽度の障害（厚生年金保険法施行令で定める障害の状態）が残っていること。 ・ 初診日時点において保険料納付要件を満たしていること。	次のいずれかに該当する方は、障害手当金は支給されません。 ・ 国民年金・厚生年金・共済年金の受給権者 ・ 同一傷病にて、地方公務員災害補償法による障害補償等の受給権を有する方
遺族厚生年金	次のいずれかに該当するときに、その遺族に支給されます。 ・ 厚生年金被保険者が死亡したとき。 ・ 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき ・ 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき ・ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき	遺族厚生年金を受けることができる遺族は、組合員又は組合員であった方の死亡当時、その方によって生計を維持していた方となります。 遺族の範囲と順位については、P29の「別表6」をご確認ください。

3 共済組合独自の年金

平成27年10月以降に共済組合の一般組合員期間が1年以上ある方が支給の対象となります。

年金の種類	受給要件	備考
退職年金 (年金払い退職給付)	次の要件をすべて満たしているときに支給されます。 ・ 65歳以上であること。 ・ 一般組合員資格を喪失していること。 ・ 1年以上の引き続き一般組合員期間を有していること。	積み立てた原資（給付算定基礎額）は「終身退職年金」と「有期退職年金」の半分に分けて受給します。 《終身退職年金》 受給期間は終身となります。 《有期退職年金》 受給期間は、20年・10年・一時金から選択します。受給期間終了前に年金受給者が死亡したときは、残りの受給期間分を遺族に一時金で支給します。

4 ねんきん定期便について

公立学校共済組合本部より組合員に対して、毎年1回誕生月に「年金加入期間」、「年金見込額」、「保険料(掛金)納付状況」等の情報を「ねんきん定期便」として、登録住所宛てに送付しています。

節目年齢(35歳・45歳・59歳)の方は封書で、それ以外の方ははがきで送付されます。

5 離婚時の年金分割制度

離婚又は婚姻の取消しをした場合に、按分割合について合意したうえで、婚姻期間中の標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）を当事者間で分割することができます。分割した標準報酬に基づき、厚生年金・経過的職域加算額の年金額が計算されます。また、当事者の一方が国民年金第3号被保険者であった場合は、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間中の相手方の標準報酬を2分の1に分割することができます。

なお、年金分割の手続きは、離婚又は婚姻の取消しをした日の翌日から起算して5年（※）を経過すると、請求することができなくなります。

※離婚等をした日が令和8年3月31日以前の場合は2年となります。

(別表5) 障害認定日に係る特例

障害状態	障害認定日
①上肢・下肢を切断・離断したもの ②人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの ③心臓ペースメーカー、植込み型除細動器（ICD）、人工弁、人工心臓、補助人工心臓、CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの ④心臓移植したもの ⑤新膀胱を造設したもの ⑥喉頭を全摘出したもの ⑦胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換したもの	その日
人工透析療法を施行したもの	透析開始から3か月を経過した日
人工肛門を造設または尿路変更の手術をしたもの	造設または手術日から6か月を経過した日
在宅酸素療法を行っているもの	在宅酸素療法を開始した日
脳血管障害による機能障害で症状が固定しているもの	初診日から6か月経過した日以後
遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

(別表6) 遺族の範囲と順位

順位	遺族の範囲	受給開始	備考
1	・妻 ・子のある55歳以上の夫	死亡日の翌月	子のある55歳以上の夫は、60歳未満であっても、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。
	子（※）	死亡日の翌月	妻又は子のある55歳以上の夫が遺族厚生年金を受けている間は、子の遺族厚生年金は支給されません。
	子（※）のない55歳以上の夫	60歳から	
2	55歳以上の父母	60歳から	
3	孫（※）	死亡日の翌月	
4	55歳以上の祖父母	60歳から	

※子・孫は、次のいずれかに該当する方となります。

- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと。
- ・20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当し、かつ婚姻していないこと。